

第9回グローバルヘルス戦略推進協議会	資料1-1
令和6年7月22日	

# グローバルヘルス戦略フォローアップ 外務省補足資料

# パンデミックの予防、備え及び対応（PPR）に関するWHOの新たな法的文書作成のための第10回政府間交渉会議（INB10）結果概要 （2024年7月16日～17日）（於:ジュネーブ）

令和6年(2024年)7月

外務省 国際保健戦略官室

## 1 会議の概要

※INB: Intergovernmental negotiating body

- 7月16日～17日にINB10会合が開催され、今後のINB交渉の進め方やスケジュールなどについて、議論が行われた(全て公開セッション)。
- INB執行部であるビューローメンバー(南アフリカ、オランダ、ブラジル、エジプト、タイ、日本)のうち、オランダからフランスへ、日本からオーストラリアへのメンバー交代が承認され、共同議長(2名)には、南アフリカ(継続)とフランス(新規・暫定)が就任した。
- 次回INB11会合は9月9日～20日に開催することを決定した。

## 2 日本の基本方針

- パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)の強化のため、国際的な規範の強化は重要。
  - 交渉を通じて、本条約の内容をPPRの強化にとって真に意味のあるものとし、かつ、主要国を含む多くの国が合意できる普遍性を確保することが重要。
- 上記の観点から、本件交渉に引き続き建設的に参加、貢献していく。

## 3 今後の予定

2024年 9月9日～20日 INB11会合

2024年11月4日～15日 INB12会合

2024年内の特別総会に、又は、更なるINB会合開催の上で2025年の第78回WHO総会に、成果物を提出

# パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書 (いわゆる「パンデミック条約」)作成の経緯

令和6年(2024年)6月  
外務省国際保健戦略官室

2020年  
11月

## G20リヤド・サミット

ミシェル欧州理事会議長がパンデミックに関する国際的な条約の必要性に初めて言及。

2021年  
1月

## WHO執行理事会においてEUが法的拘束力を伴う条約(注1)の作成を提案

- ✓ 従来、保健に関する国際的なルールとしてはWHO憲章の下、国際保健規則(IHR)が存在。同規則の目的は、国際交通に与える影響を最小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を最大限防止すること。
- ✓ 他方、今回の新型コロナのような状況を念頭に、IHRを補完する形で、将来のパンデミックを予防し、国際的な協力の下、より迅速に対応できるよう、本件条約の作成が提案された。

注1:WHOとしては、たばこ規制枠組条約(2005年発効)に続き、2つ目の条約となる可能性がある。

3月

## 25か国首脳が共同で条約の必要性を訴えた

5月

## 第74回WHO総会

- ✓ WHO強化作業部会を設置して、パンデミックのPPRに関する条約、協定又はその他の文書を検討し、2021年11月末にWHO特別総会を開催して議論することを決定。

11月末

## WHO特別総会

- ✓ 2022年3月1日までに政府間交渉会議(INB)の初回会合を開催する。
- ✓ INBは新規国際文書の要素を検討し、新規国際文書の形式(条約、協定、規則など、その他)を決定する。
- ✓ INBは、新規国際文書とIHRの間に重複や矛盾が生じないように、WHO強化作業部会と連携する。
- ✓ INBは、第76回総会(2023年5月)に進捗状況を報告し、第77回WHO総会(2024年5月)に成果物を提出する。
- ✓ 加盟国は、部分改正を含めたIHRの強化の議論を継続する。



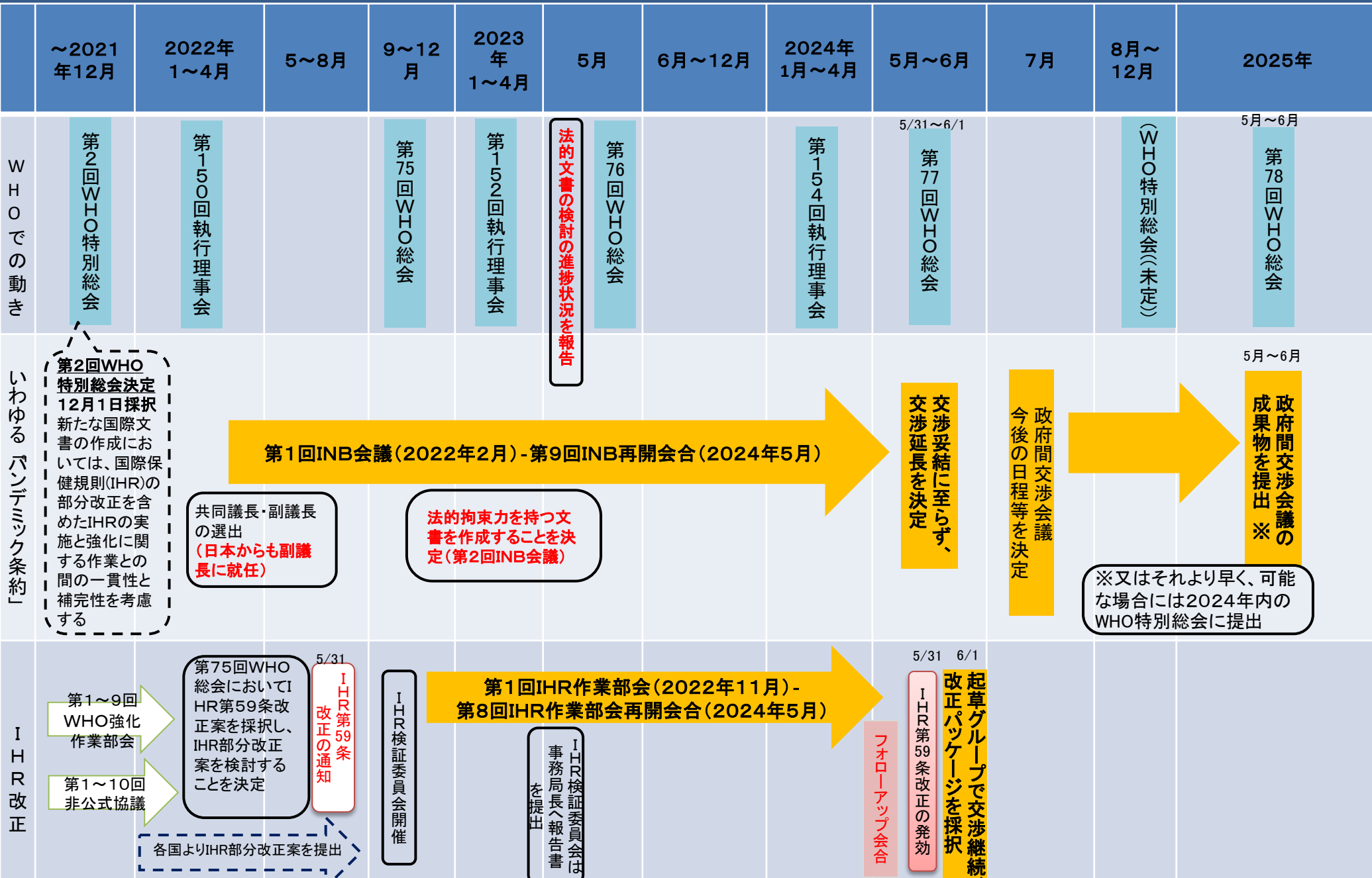
第1回INB会議(2022年2月)から第9回INB再開会合(2024年5月)まで交渉を行ったが、妥結に至らず、成果物として、交渉最終日時点の条文案を第77回WHO総会に提出した。

2024年  
6月

## 第77回WHO総会(5月27日~6月1日)において交渉延長が決定

- ✓ 2025年の第78回WHO総会又はそれより早く、可能な場合には2024年内の特別総会に成果物を提出するために政府間交渉会議(INB)を延長する。
- ✓ 2024年7月には、INBの作業方法、作業計画及び会合日程を決定するために、INB会合を開催。

これまでの経緯と今後の見通し(令和6年6月時点) ※あくまで見通しであり全てこのとおり進行するとは限らない。



共同議長・副議長の選出  
(日本からも副議長に就任)

法的拘束力を持つ文書を作成することを決定(第2回INB会議)

※又はそれより早く、可能な場合には2024年内のWHO特別総会に提出

(※第5回IHR作業部会で2024年5月まで改正案の議論を続け、同月開催の第77回保健総会に改正パッケージを提出することが決定された。) 3

# WHOパンデミック条約に関する提案

## （“Proposal for the WHO Pandemic Agreement”）の概要

※ 提案は2024年5月27日付けでWHOのホームページに掲載されたものであり、今後の交渉により変更されていく予定。訳は暫定的なもの。

### 条文案

### 主な内容

#### 第1章(序論)

- 第1条:用語
- 第2条:目的
- 第3条:原則

第2条: この条約の目的は、衡平性及び、ここに定められた原則を指針とし、パンデミックを予防し、準備し、対応することである。

第3条: この条約の目的を達成し、条約の規定を実施するために、国家の主権的権利、尊厳・人権・基本的自由の尊重と到達可能な最高水準の健康の享受、国際人道法の尊重、衡平、連帯、利用可能な最良の科学とエビデンスを指針とする。

#### 第2章(世界を共に衡平に:パンデミックの予防、備え及び対応における衡平の達成)

第4条: パンデミックの予防及びサーベイランス

第4条: パンデミックの予防及びサーベイランス能力を段階的に強化する。水・衛生、予防接種、感染症の予防・管理、人獣共通感染症、研究施設における生物学的リスクの管理、媒介感染症、薬剤耐性等の分野を含む包括的なパンデミックの予防及びサーベイランスに関する自国の計画等を作成、強化、実施する。

第5条: パンデミックの予防、備え及び対応のためのワンヘルスアプローチ

第5条: 人、動物、環境の分野横断的な連携を通じ、ワンヘルスアプローチを推進する。

第6条: 備え、準備及び保健システムの強じん性

第6条: ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を念頭に、保健システムの開発、維持及び強化を行う。(※ 全ての人々が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられること。)

第7条: 健康及び医療の労働力

第7条: 保健医療人材に対する支援を行う。

第9条: 研究及び開発

(第8条: 第6条に統合)

第10条: 持続可能かつ地理的に多様な現地生産

第9条: パンデミックの際に必要な研究・開発の能力や体制を構築・強化する。

第11条: パンデミック関連医療製品の製造のための技術及びノウハウの移転

第10条: パンデミック関連医療製品の製造拠点の多様化及び持続可能性の強化及び、需給ギャップの低減のための措置を講じる。

第11条: パンデミック関連医療製品の製造技術及びノウハウの移転を促進する。

【次頁へ続く】

# WHOパンデミック条約に関する提案

## （“Proposal for the WHO Pandemic Agreement”）の概要

※ 提案は2024年5月27日付けでWHOのホームページに掲載されたものであり、今後の交渉により変更されていく予定。訳は暫定的なもの。

条文案	主な内容
<p><b>第2章（世界を共に衡平に：パンデミックの予防、備え及び対応における衡平の達成）【続き】</b></p> <p>第12条：病原体へのアクセス及び利益配分</p> <p>第13条：サプライチェーン及びロジスティクス （第13条bis：調達及び分配）</p> <p>第14条：規制システムの強化</p> <p>第17条：政府全体及び社会全体のアプローチ</p> <p>第18条：コミュニケーション及び市民啓発</p> <p>第19条：国際協力及び実施支援</p> <p>第20条：持続可能な資金調達</p>	<p>第12条：パンデミックのおそれのある病原体及び配列情報の迅速な共有、それらの利用によって製造された医薬品等及びその利益の迅速かつ衡平な共有を確保する多国間システムのメカニズム。</p> <p>第13条：パンデミック関連医療製品へのアクセスを向上するためのネットワーク。 （第13条bis：政府調達によるパンデミック関連医療製品への衡平なアクセスの促進。）</p> <p>第14条：パンデミック関連医療製品の品質、安全性及び効率性を確保するために、それらの製品の承認に関する規制当局を強化する。 （第15条：第13条及び第13条bisに統合） （第16条：第19条に統合）</p> <p>第17条：政府各部門、地域や市民社会及び民間部門を含めた社会全体によるパンデミックの予防、備え及び対応を促進する。</p> <p>第18条：透明性のある正確な科学及びエビデンスに基づいたパンデミック関連情報へのアクセスを強化する。</p> <p>第19条：特に途上国のパンデミックの予防、備え及び対応に関する能力を持続可能であるように強化するために協力する。</p> <p>第20条：この条約及び国際保健規則（IHR）の実施のために持続可能かつ予見可能な資金調達を強化する。</p>
<p><b>第3章：制度的な措置及び最終規定</b></p> <p>第21条：締約国会議</p> <p>第22条：投票権</p> <p>第23条：締約国会議への報告</p> <p>第24条：事務局</p> <p>第25条：紛争解決</p> <p>第26条：他の国際約束及び国際文書との関係</p> <p>第27条：留保</p> <p>第28条：宣言及び声明</p>	<p>第29条：改正</p> <p>第30条：附属書</p> <p>第31条：議定書</p> <p>第32条：脱退</p> <p>第33条：署名</p> <p>第34条：批准、受諾、承認、正式確認又は加入</p> <p>第35条：発効</p> <p>第36条：寄託者</p> <p>第37条：正文</p>



令和6年(2024年)6月  
外務省国際保健戦略官室



## 1 会議概要

- 2025年後半に予定されるGF次期第8次増資会合(投資期間は2026-2028年の3カ年)に向けて、議論。
- 日本理事区として北村俊博・外務省国際協力局審議官(GF理事)及び井上肇・厚労省国際保健福祉交渉官(GF理事代理)が出席。

## 2 次期増資に向けた議論

- 本年から来年にかけてGavi、GFF、WHOでも増資が続く中で、GFが最後に増資会合を迎えることを念頭に、年内に第8次増資計画のドラフト案を策定するスケジュールが共有された(2025年Q1にプレ増資会合で投資計画発表、同年Q3から4に増資会合)。
- サンス事務局長や一部の先進国ドナーからは、気候変動対策を含めることについて強い関心が示された
- 次期第8次増資において「保健システム強化(RSSH)」を、三大感染症に並ぶ資金配分の4本目の柱に据えることは見送り。
- 三大感染症対策に紐づくRSSHから統合的な形態に転換させていくこと、あわせて各分野の現場レベルの専門家であるTechnical Assistance (TA)を充実させ、TAの支援のもとに資金を実施国のプログラムの一環として実施できるよう支援していく方向性を共有。
- 国内資金移動や触媒投資を活用し、資金調達におけるさらなる持続可能性強化の方針を確認。

## 3 GHI間の連携に関する議論

- ルサカ・アジェンダWG※での議論も踏まえ、GF、Gavi及びGFF間で、①マラリア対策、②保健システム強化、③実施国でのプロセス、④事務局機能の4分野で、引き続き連携を進めていく方針を確認。

※ルサカ・アジェンダWG:グローバルヘルス関係機関間の連携や整合性を推進すると共に、グローバルヘルスのファイナンスの仕組みを形作るための改革案を示した成果文書である「ルサカ・アジェンダ」を発出したFuture of Global Health Initiatives (FGHI)が2023年末に活動を終えたところ、その後継プロセスをいかなる形で展開していくか議論するために暫定的に立ち上げられたWG。2024年6月末まで活動が継続される見込み。

## 4 その他

- マラリア対策を進める上で殺虫剤耐性の蚊が問題になっていることを踏まえ、ベクターコントロール製品等の調達における品質保証ポリシーを、WHOと連携し新たに定めることを確認。



## 1 会議概要

- 2024年6月6-7日(於:ジュネーブ)
- 日本からは赤堀毅外務省地球規模課題審議官が日本・イタリア・スペイン・NZで構成する理事区理事として参加。
- **2024年後半から2025年初頭に予定されるGavi増資会合に向け、次期期間(2026年から2030年の5か年)における戦略の方針が決定された。**

## 2 主要な議論及び承認事項

### (1) 2026-2030戦略目標: Gavi6.0

- ① ワクチンの導入と規模拡大(5億人以上の小児及び青少年にワクチンを接種)
- ② 予防接種の公平性促進のための保健システム強化(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けPHCに再注力。予防接種アジェンダ(IA)2030の「未接種児童を50%減らす」という目標達成に貢献)
- ③ 予防接種事業の運営上・財政上の持続可能性の改善(支援適格性・卒業移行・共同拠出(ELTRACO)モデルを強化。自己資金によるワクチン事業の促進支援)
- ④ ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成(新規ワクチンを含む健全なワクチン市場の形成、地域におけるワクチン供給の強化、感染症の流行やパンデミックに対応する持続可能なワクチン市場の開発)

### (2) 次期戦略期間に向けた資金調達計画

「Gavi増資準備会合及び「アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ(AVMA※)」立ち上げ会合」を6月20日に開催予定。  
Gaviの次期戦略期間(2026年から2030年)の必要資金額の発表及び拠出呼びかけ、新支援スキームのAVMAの公式立ち上げが行われる予定(本会合は「増資会合」そのものではないため、この機会に次期増資期間への資金コミットメントの表明が求められるものではない)。

### (3) ワクチン投資戦略

- 有望なワクチンやワクチン候補のパイプラインを検討し、Gaviのワクチンのポートフォリオを拡大するための方針として、以下内容を含む「2024年版ワクチン投資戦略」を承認。
- 結核、B群溶血性レンサ球菌、デング熱、赤痢をGaviのポートフォリオに今後追加することを念頭に更なる検討を重ねること、エムボックス(旧サル痘)とE型肝炎の世界的なワクチン備蓄の検討(エムボックスについては、現在発生しているコンゴ民主共和国でのアウトブレイクへの対応を適切な形で支援することを含む)、新型コロナ・ワクチン支援は2025年以降は定期予防接種としてではなく、ニーズに応じて緊急対応の扱いで対処すること等が承認された。

※アフリカにおけるワクチン製造アクセラレータ(African Vaccine Manufacturing Accelerator (AVMA)):

Gaviによるアフリカにおけるワクチン製造に対する財政支援事業として設計が進められているイニシアティブ。①ワクチンの健全なグローバル市場への貢献及びアフリカにおける持続可能なワクチン製造基盤の確立、②パンデミック及びアウトブレイクに対するアフリカにおけるワクチン供給の強靱性の向上を目的としている。



- 2024年3月1日、開発のための新しい資金動員の方策を検討し、官民を問わず様々な主体との連携を強化すべく、上川外務大臣の下に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げた。
- 3回の会合を実施し、サステナブルファイナンスの連携のためにODAを触媒として活用する上での課題や方策等について議論。
- 7月12日に外務大臣に提言を提出。

## 各会合での主な議題

### 第1回会合

(2024年3月1日)

- 開発のための資金動員に係る国際潮流とJICAの取組【JICA】
- サステナブルファイナンスの現状【水口委員】

### 第2回会合

(2024年4月5日)

- 開発のための新しい資金動員を促すインパクト投資【渋澤委員】
- リスクテイク機能の拡充について【小松委員】
- グラントを活かした民間資金動員【鵜尾委員】
- 取組事例の紹介【JBIC】

### 第3回会合

(2024年5月15日)

- ODAとサステナブル／インパクトファイナンスのWIN-WINを目指して【小笠原委員】
- サステナブルな社会に貢献するファイナンスの実践【遠藤委員】
- コンコルディア・フィナンシャルグループの取組紹介【横浜銀行（ゲストスピーカー）】

## 開発のための新しい資金動員に関する有識者会議 メンバー

大野泉 (座長)	政策研究大学院大学 教授
鵜尾雅隆	認定特定非営利活動法人日本ファインドレイジング協会 代表理事
遠藤良則	株式会社滋賀銀行 常務取締役
小笠原由佳	一般財団法人社会変革推進財団 インパクトオフィサー／インパクト志向金融宣言事務局
金子忠裕	株式会社三井住友銀行 理事 グローバルバンキング部門、ホールセール部門 統括責任役員補佐
功能聡子	特定非営利活動法人ARUN Seed 代表理事／ARUN合同会社ファウンダー
小松利彰	東京海上日動火災保険株式会社 理事 火災・企業新種業務部長
渋谷健	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 CEO／トリプルI共同議長
長谷川知子	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
水口剛	高崎経済大学 学長

(注) 有識者会議オブザーバーとして、財務省、経産省、金融庁、JBIC、JICA、NEXIが参加。

## 主な内容

- (1) ODAを触媒として、多様な主体が連携し、民間企業・投資家自身が経済合理性に基づく投資を行うことで、結果的に途上国の開発へとつながっていくような「エコシステム」が作られ、成長していくことが重要。
- (2) 具体的な方策として、グラント性資金の活用、リスクテイク機能の拡充等の新しい取組の導入に向けて、政府内で真摯な検討がなされることを期待する。
- (3) 実施に当たっては、政府及び実施機関のガバナンスや多様なステークホルダーとの協力・役割分担をしながら、JICAの有する知見・人材・資源を活用し、官民が連携して潜在的な投資先を発掘することに留意する。また、JICA海外協力隊の帰国後支援等を通じた日本経済・社会への環流も重要。

## 1. ODAとサステナブルファイナンスの関係

- 日本は主に政府ベースのODAを活用し、国際社会の平和と安定、繁栄のための国際協力を行ってきた。途上国の発展を後押しし、同時に地球規模課題の解決等に取り組んできた。
- サステナブルファイナンスは、持続可能な社会を実現するための金融メカニズム。近年では、持続可能な社会の構築に貢献し、これにより安定的な財務・経済的發展にも寄与する資金として、その役割が認識。総資金量も増加傾向にあり、さらに成長を続ける見込みであるが、資金の多くは先進国に向けられてきた。
- ODAとサステナブルファイナンスは、ともに「課題解決型の資金」。未来志向であり、現在の経済社会が内包する課題解決に貢献することで、よりよい経済社会の構築を目指すという共通項を有する。

## 2. 基本的な方向性

- 途上国への民間資金の流入は、その時々国際金融市場の動向に左右されつつも、総じてODAを上回る水準で推移。一方、ODAは、民間資金との比較においては量的な存在感を減じているものの、一定の規模は常に維持。
- ODAとサステナブルファイナンスは、その資金としての性質の違いにも着目しつつ、民間では取りえないリスクをODAで取りながら、双方の連携を強化することで、世界の経済社会のよりよい将来のために協働できる潜在性を有している。
- ODAを触媒として、多様な主体が連携し、民間企業・投資家自身が経済合理性に基づく投資を行うことで、結果的に途上国の開発へと繋がっていくような「エコシステム」が作られ、成長していくことが重要。
- 官と民が水平方向で、事業の調査・形成段階から真に共創できるような双方の姿勢と、対話と協働の継続、これらを踏まえたODAの制度作りが求められる。

## 3. 具体的な方策・留意点

- 具体的な方策として、国際金融機関やDFIの事例を参照しつつ、①ブレンデッド・ファイナンスの活用（リスクテイク機能の拡充、グラント性資金の活用）、②インパクト増大に対してインセンティブを付与するような仕組み、③開発効果の評価・計測に関する知見の共有、④フィランソロピー性資金の活用が検討されることを期待。
- これらの方策の実施に当たり、①実施体制・ガバナンスの強化（専門性を有する組織体制、公正で透明性な意思決定プロセス、市場歪曲の回避、既存スキームの見直しや公的金融機関との役割分担）、②先方政府及び被供与機関のガバナンス・透明性の確認（環境社会配慮、資金の適正使用等）、③多様なステークホルダーとの協力、JICAの有する知見・人材・資源を活用し、官民が連携して潜在的な投資先を発掘すること、④JICA海外協力隊の帰国後支援等を通じた日本経済・社会への環流といった点に留意すべき。